

プレチャージ品に関する調査結果

平成27年12月14日

経済産業省

(1) 調査目的

- フロン類が使用された（充填された）状態で輸入される製品（いわゆる「プレチャージ輸入品」）については、その製品が指定製品であれば、販売者は一義的には「指定製品判断基準」に基づき転換を進めることとなる。
- 一方、プレチャージ輸入品の輸入者は、フロン類製造業者等には該当しないため、フロン排出抑制法の規定だけでは、その輸入量の増減等を十分に把握することは困難。
- 「フロン類製造業者等の判断基準」に基づく、フロン類製造業者等のフロン類使用合理化に係る取組状況を適正に評価するため、製品に含有された形で輸入されるフロン類の数量等の状況について把握することが必要とされていたところ。
- このため、プレチャージ輸入品が一定程度占めると見込まれる製品の業界団体の協力を得て、プレチャージ輸入品に含まれるフロン類充填合計量を推計することとした。

(関連資料)

「フロン類製造業者等の判断の基準の概要及びその運用の方針について」（平成26年6月27日 フロンWG第6回 資料1-1）

(2) 調査方法

- 調査製品

①家庭用エアコン、②業務用エアコン、③一体型業務用冷凍冷蔵機器（コンデンシングユニット、業務用冷凍冷蔵庫等）、④自動車用エアコン（車載状態のもの）

- 調査対象

一般社団法人日本冷凍空調工業会、日本自動車輸入組合、一般社団法人日本自動車工業会会員企業の全て（個人事業者を含む。ただし、個人輸入等の個人使用目的は含まない）。

- 調査内容

平成26年度（平成26年4月から平成27年3月）に輸入した製品毎のフロン類充填合計量。

(3) 調査結果

- 「プレチャージ品」として国内に輸入される製品のフロン類

①家庭用エアコン	3 9 6 万CO2-t
②業務用エアコン	7 1 万CO2-t
③一体型業務用冷凍冷蔵機器	1 7 万CO2-t
④自動車用エアコン	1 8 万CO2-t

- 今回の調査の結果、プレチャージ輸入品が国内消費量の1割程度（約500万CO2-t程度）を占めていることが明らかになった。当該品について定期的に調査し、動向を把握していく必要がある。